

佐賀市教育委員会 様

学校名 佐賀市立 勸興小学校

校長名 中村 尚志

令和7年度教育課程について(届出)

このことについて、佐賀市立小・中学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおり届出します。

記

1. 学校の教育目標

ふるさと勸興を誇りに、個性と創造性に富む児童の育成

勸興魂「勉強はベストをつくし、運動はくたくたになるまで」を校是として

2. 本校の教育の特色

- (1)「教師と子どもが共に学びを創る」教育活動の実践
- (2)弘道館の教え(自学自習・会読)を受け継ぐ「勸興プライド」
- (3)「勸興皆一家」を具現化し、学校と地域とのよりよい協働体制に向けた「開かれた教育課程」
- (4)チーム担任制による学年経営と「チーム勸興」による学校運営
- (5)未然対策、早期対応に重点を置いた危機管理体制の確立

3. 教育計画

(1)本年度の教育の重点

①市民性と自己有用感を育む教育の推進

本校や勸興校区の歴史・特徴を学ぶ学習及び地域との触れ合いにより、勸興校区や佐賀市・佐賀県の一員としての意識を育み、母校勸興小や生まれ育った町の一員として自ら進んで役割を果たそうとする意欲の醸成を図る。※『勸興読本』や『さかの人物探検 99+you』を活用

②学力向上の推進

「問い」を中心に、子どもと教師が共に学びを創る学習スタイルの確立を目指し、子ども自身が学ぶ楽しさを知ること、学力向上と教師の授業力向上を図る。

③豊かな心の育成

対人援助を基本とした、開発的生徒指導、個々の課題等に寄り添った教育相談・特別支援教育により、多様性を認め合う心情の醸成を図る。

④特別支援教育の改善・充実

特別支援学級在籍児童に適正な教育課程を編成すると共に自立活動の充実を図る。また、全ての児童に対し、適正かつ必要な合理的配慮を提供することで、児童一人ひとりの安定した学校生活を目指す。

(2)佐賀市の特色ある取組について

①幼保こ・小・中連携の取組

1 就学時健康診断及び各「幼保こども園」からの情報の活用

- ・健診後には担当者で気になる子の情報交換を行う。
- ・必要に応じて幼稚園や保育園（所）こども園の訪問を行う。
- ・学級編制では情報交換で得た情報を編制時の参考にする。

2 新入学児童の学校体験の充実

- ・1年生と新入学児との交流活動を計画、実践する。
- ・入学前に幼稚園や保育園（所）と連絡を取る。特に配慮を要する新入学児については、必要に応じて引き継ぎ事項の連絡会やプレ入学式を行う。

3 「えがおわくわく第8版」を活用した小1スタートカリキュラムの作成

- ・幼児期における遊びを通した総合的な学びから各教科におけるより自覚的な学びに移行できるよう総合的、関連的な指導を取り入れた「勸興小スタートカリキュラム」を作成し幼児期からの円滑な移行を図る。

4 幼保こ・小連携会議の実施

- ・「えがおわくわく」の訪問の際、児童の観察や情報交換を行う。
- ・年間2回、校区内の幼保小連携会議を行う。幼保小の職員がそれぞれの教育について理解することを目的に情報共有を図る。
- ・夏季休業中に校区内の幼稚園・保育園（所）に職員が出向き参観を行う。

5 小中連携教育

成章中学校区にある成章中学校と神野小学校と本校の三校で、小中一貫「成神勸合校の協育」を進め、職員間、児童生徒間、PTA間の連携を深める。

(1) 三校合同4部会

- ① 成神勸合校の教職員で、「学力向上」「生活」「家庭連携」「特別支援教育」の4部会を構成し、年間計画に沿って研究を進める。（令和6年度 生活部会部会長）
- ② 小中学校間の学習指導や生活指導について情報を交換し合い、段差を埋めることによって中1ギャップ解消（円滑な移行）を目指す。

(2) 相互授業参観

- ① 中学進学後間もない6月に成章中で1年生の授業を参観する。また、卒業を控えた2月に本校と神野小で6年生の授業を参観してもらう。児童生徒の学習状況や学習態度等を観察し、相互理解を深める。
- ② 互いの研究授業を参観し合う機会をもち、授業改善に生かす。

(3) 児童生徒に係る情報交換

- ① 特別支援教育部会を年3回実施し、学校間の連携を図る。
- ② 3月末に、6年生に係る連絡会を行い、成章中新入生の学級編制に生かす。

(4) 児童生徒間の小小交流活動・小中交流活動

- ① 9月に学校探検や部活動体験を通して中学校生活の一端に触れることにより、進学への不安を軽減して希望をもたせる。
- ② 小学校の行事（ふれあい大運動会、勸興まつり等）に、中学生がボランティアや部活動発表等で参加をして交流を深める。

③「ようこそ先輩」を実施し、中学校の様子について児童生徒が直接交流する場を設定する。

(5) その他の交流活動

- ① 中学校教諭が小学校へ出向いて出前授業を行い、児童の実態を把握する。また、児童が授業の雰囲気味わったり、中学校教諭と触れ合ったりすることにより、進学への不安軽減につなげる。

②「いじめ・いのちを考える日」の取組

1 全校での取り組み

- (1) 毎月1日に、保護者には「いじめ・いのちを考える日アンケート」、児童には「なかよしアンケート」を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (2) 「ひびきあい週間」に、各学級でいじめ防止や命の大切さについて考える場を設定する。

2 日常生活での取組

- (1) 毎月1日の「いじめ・いのちを考える日」に、道徳や学級活動でいじめ防止や命の大切さについて取り上げる。
- (2) 毎学期の始業式に全校で『いじめ0（ゼロ）宣言』を行い、「いじめは許されない」ことを全児童に意識付けする。
- (3) 児童の日常生活を観察し、言葉遣いや生活態度からいじめの早期発見に努める。
- (4) 命に関わる話題を心掛けて取り上げ児童の意識の向上を図る。
- (5) スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (6) いじめ防止授業（佐賀県弁護士会による）を6年生に実施し、いじめの未然防止に努める。
- (7) 夏季休業中の登校日に、SOSの出し方について指導を行い、児童の援助希求的態度の育成を図る。

3 学校をあげての職員の取組

- (1) いじめ防止対策推進法の主旨に則り、いじめ防止に全職員で取り組む。
- (2) 木曜日の情報交換会で気になる児童についての情報を共有し、共通理解を図る。

③市民性を育む取組

主に、勸興校区ふれあい協議会、勸興まちづくり協議会、勸興公民館、老人クラブ、白山商店街の方々等、地域との関わりを通して、児童の市民性を育てていく。

1 学校行事

- (1) 「ふれあい大運動会」や「勸興まつり」等、学校と地域が連携・協働して取り組む行事に参加することにより、地域の一員としての自覚を促す。
- (2) 異世代交流を通して、互いのよさに気づき認め合うことによって、よりよい関係を築いていく。

2 各学年の活動

生活科や総合的な学習の時間「あいあいタイム」等の学習活動において、一人一人に役割や出番を与え、他者から認められる経験を積ませることにより、自己有用感を味わわせる。

- (1) 1年生は、「なかよし交流会」で幼稚園・保育園（所）の園児と交流したり、「昔遊び」で老人クラブの方々と交流したりすることにより、市民性を育む。
- (2) 2年生は、町探検で地域のお店について調べたり、まとめたことを発表したりする活動を通して市民性を育む。
- (3) 3年生は、高齢者体験、認知症キッズサポーター養成講座受講を通して福祉について学び、学んだことをまとめたり、自分たちにできることを考えたりする活動を通して、市民性を育む。
- (4) 4年生は、総合的な学習の時間における「勸興校区の賑わいを取り戻そう」の学習活動において、「白

山名店街」の現状を知り、まちの賑わい創出に関わる活動を通して、地域の一員としての自覚を高める。

(5) 5年生は、「ふるさと勸興学」や「地域の防災を考える学習」でゲストティーチャーから学んだり、『勸興読本』を活用したりして、郷土の先人に学んだりする活動を通して市民性を育む。

(6) 6年生は、ふれあい大運動会や勸興まつりのポスターやチラシづくり、独居老人への年賀状作り、地域清掃の取組等を通して市民性を育む。

また、ふるさと学習支援事業を活用した三重津海軍跡地や大隈記念館等の見学や、吉野ヶ里歴史公園見学を通して、先人の功績を学び、郷土を誇りに思う気持ちを醸成する。

3 その他

(1) 学級会や代表委員会を通して、自分たちの学級、学校のことは自分たちで話し合っ決めていく経験を増やし、参画意識を育む。

(2) 実態に応じて自然体験活動やボランティア活動に取り組ませて、環境保全や安全な暮らしに対する意識を高める。

(3) 5年生の「ふるさと勸興学」の中に、「まちづくり基本自治条例」について学ぶ時間を位置付ける。

(4) SDGsの「目標⑪ 住み続けられるまちづくり」を意識させ、「安全で暮らしやすく、自然災害に強くて環境にやさしいまちづくり」のために、自分たちにできることを考えさせる場を設定する。

(3)指導の重点7項目

①「いのち」を守る教育の充実(安心・安全な学校づくり)

1 道徳教育の充実 ※SDGs③⑤⑩⑯

(1) 道徳教育の全体計画と別業を見直し、道徳教育推進教師(道徳主任)を中心として、道徳教育の改善・充実を図る。

(2) 「生命尊重」「思いやり」「善悪の判断、自律、自由と責任」「相互理解、寛容」を本校の指導の重点とし、学校全体で指導を推進する。

(3) フリー参観デーや学習参観の日に、地域や家庭と連携した「ふれあい道徳教育」を実施して、親子でいのちの大切さについて考える。

2 多様な学習の場や方法の工夫 ※SDGs⑦⑧⑨⑫

(1) 教育活動全般を通して、発達の段階に応じた生命尊重の指導を行う。

(2) 生活科や総合的な学習の時間等で、体験活動を生かした学習を工夫したり、外部人材を活用した「いじめ・いのち」について考える授業を実施したりする。

(3) 社会科や総合的な学習の時間において、指導内容と関連付けながら安全教育を実施する。

3 安全教育の充実 ※SDGs⑪⑬

(1) 風水害避難訓練(保護者受け渡し)、火災避難訓練、地震避難訓練、不審者対応避難訓練を年間計画に位置付けて実施する。

(2) 地域や保護者と連携して、登下校時の安全指導をする。

(3) 地域に、子供たちの見守りについて協力をお願いする。

(4) 「父母と先生の会」の活動の一環として、「勸興校区通学路安全マップ」を作成する。

②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(学力向上)

※ SDGs④⑪の取り組み

1 主体的な学びの視点

※学ぶことに興味をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」の実現を目指す。

- (1) 児童が、身に付ける力を明確に理解し、学びの見通しをもち、自らの問いをもって授業に臨めるような授業づくりを行う。
- (2) 児童が主体的に取り組めるように、児童が明らかにしたくなる課題設定をしたり、身に付ける力を明確にしたりして、単元のゴールを設定する。
- (3) 児童が自らの学びを振り返る場面を適切に設定し、次の学びに向かうことができるようにする。
- (4) チーム担任制を生かして各担任の専門性を生かした交換授業を行うことにより、授業の質を高め、児童の意欲向上や知識・技能の習得につなげる。
- (5) 中・高学年では、音楽科・理科等の教科担任制を推進することで充実させることにより、児童の得意分野を伸ばしていく。
- (6) 算数科の授業においては、学習の流れ（問題・めあて・見通し・考え・まとめ・練習・振り返り）を全学年でそろえ、一人一人の児童が算数を学ぶよさや楽しさを実感し、主体的に考えることができるよう系統性をもたせる。
- (7) 特別支援教育の理念を学び、一人一人が見通しをもって課題に粘り強く取り組めるように支援する。
- (8) 家庭学習については、児童が1週間分の宿題のスケジュールリングを行い、計画的に実施できるようにする。自分の学習の課題を見つめ、必要な学習を選択させることで、家庭学習にも主体性をもたせる。
- (9) 「自主学習メニュー」を基に自主学習に取り組ませる。また、「自主自習コンクール」を学期に1回実施し、よい学び方については価値づけを行い、掲示板や学校HPで紹介することで、全校児童の自主学習への意欲を高める。

2 対話的な学びの視点

※児童同士の対話、教職員や地域の人との対話、先人の考え方や作者との対話を手掛かりとして、自己の考えを形成して表現したり、思いを基に構想、想像したりする「対話的な学び」の実現を目指す。

- (1) すべての教科等において、対話活動を積極的に取り入れ、言語活動を通して互いの考えや表現を広げたり深めたりする学習を展開する。
- (2) 言語能力を育成するために、国語科において、語彙指導の改善・充実を図る。各教科において「共通、相違、原因と結果、意見と根拠、具体と抽象」等、情報と情報の関係性を指導する。
- (3) 全ての教科等において、体験から感じ取ったことを表現したり、事実を正確に理解し伝達したり、概念・法則・意図等を解釈して説明したり、情報を分析・評価して論述したり、互いの考えを伝え合い自らの考えや集団の考えを発展させたりするような学習活動を取り入れていく。
- (4) 日常生活における人との関わりの中で、伝え合う力を高めていく。

3 深い学びの視点

※各教科等で習得した「見方・考え方」を働かせ、問いを見出して解決したり、自己の考えを形成して表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」の実現を目指す。

- (1) 全国学力・学習状況調査（4月6年実施）佐賀県小中学校学習状況調査（4月5年実施）の結果を全教職員で分析し、課題解決の取組を決定して授業の改善に生かす。そして、児童の学力向上を図り、深い学びにつなげていく。

- (2) C R T標準学力検査（１月１～４年実施）の結果を基に児童の実態を把握し、授業を改善や個別支援に生かす。日々の学習指導に生かすことによって、基礎学力の向上を図り、深い学びに生かしていく。
- (3) 深い学びに必要な基礎的な知識・技能習得のための補充指導を国語科や算数科の授業の中で意図的に行う。
- (4) 適切な評価のために、単元や題材のまとまりの中で、ペーパーテストだけでなく、論述やレポート、作品の制作や表現、発表、話し合い等、評価方法を工夫する。
- (5) 各教科等の「見方・考え方」の視点を相互に生かして、「深い学び」を実現していく。

③特別支援教育の充実

１ 校内支援体制の構築

- (1) 特別支援教育コーディネーターを複数配置し、校内及び関係機関等との円滑な連携を図る。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターを中心として、必要に応じて支援会議を行い、児童の実態把握、具体的な支援方法について話し合う。また、適切な学びの場を検討する。
 - ・ 個別対応が必要と判断した児童については、専科や管理職も含めて校内協力体制を整え、チームで支援に当たる。
 - ・ 毎週木曜日の情報交換会において、気になる児童や支援会議の結果について報告し、全職員で共通理解を図る。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内教育支援委員会を開催する。

２ 校内における共通理解

- (1) 特別支援教育に関する校内研修を年３回実施し、正しい理解に基づく適切な指導・支援について全職員で共通理解を図る。
- (2) 支援を要する児童について共通理解をするため、毎週木曜日に情報交換会を行う。
- (3) 学習環境や授業のユニバーサルデザイン（UD）化について、年度始めに提案し推進する。
- (4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画（青ファイル）」を前期・後期で作成し、指導に役立てる。
- (5) 個別の指導計画に基づいた自立活動を、計画的に実施する。

３ 専門機関・関連機関・保護者との連携

- (1) 障がいのある児童や支援の必要な児童に対して、巡回相談・専門家派遣を積極的に活用し、より適切な支援の在り方を探る。
- (2) 学校生活支援員及び特別支援学級支援員を有効活用し、担任と共通理解をしながら、困り感のある児童を指導・支援する。
- (3) 保護者面談等を通して保護者と連携しながら、日常の支援や就学指導（幼保こ・小中）について話を丁寧に聞き、支援を進めていく。
- (4) 必要に応じて医療機関等の関係機関に指導助言を求め、積極的に連携を行う。また、佐賀市教育支援委員会に向けて、校内教育支援委員会を開催し、児童の適切な教育や支援を行うことができるようにする。
- (5) 保護者に向けて啓発だよりを発行し、夏季休業中に相談会を開く。

４ 特別支援学級の指導

- (1) 児童の実態を的確に把握し、それをもとに適切な指導を行う。
 - ① 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する。
 - ② 自立活動および教育課程を充実させる。
 - ③ 児童の実態に合った教材・教具を工夫する。

(2) 共に生きる集団づくりを目指して交流及び共同学習の充実を図る。

- ① 個別の指導計画に基づく交流及び共同学習を実施する。
- ② 交流学級において在籍児童が学級の一員として認知される工夫を図る。
- ③ 行事等での交流学級以外の児童と交流をする。

(3) 障がいに対する理解を進める啓発活動の充実を図る。

年度当初に担当が学年朝会で話をする機会をもつ。

5 通級による指導・取り組み

- (1) 諸検査の結果を基に児童の実態を的確に把握し、適切な指導・助言を行う。
- (2) 課題に伴って二次的に生じる精神面・情緒面の問題も重視し、内面への支援を行う。
- (3) 保護者及び在籍学級の担任との連携を密にして、指導の一貫性を図る。
- (4) 適切な診断と効果的な指導を行うために、専門機関に指導助言を求める等、積極的に連携をする。
- (5) 聞こえ方・ことば・社会性等コミュニケーション等に課題をもつ児童の教育に対する理解を高めるため、その啓発に努める。
- (6) 通級指導教室の指導に係る研修や公開授業を実施して、教職員の共通理解や指導の充実を図る。

④生徒指導の充実

1 ひびきあい部による生徒指導の推進

- (1) 生徒指導の全体計画を作成する。
 - 小中連携『生活部会』重点指導内容である3項目「元気なあいさつ・正しい掃除・時間を守る」を月々の生活目標に取り入れ、学年集会で児童に説明することで生活目標の浸透を図る。
- (2) 「勸興のきまり」を用いて、学校内外の児童の生活規範を高める指導を行う。
- (3) 外部関係機関・諸団体・各学校との連携や協力を図る。
- (4) 危機管理や問題行動の情報を集約し、校内で共通理解をしたり児童に指導したりする。
- (5) 終業式には長期休業中の生活について全校で指導する時間を設け、けじめのある生活を行うことができるようにする。

2 校区内外の非行防止・事故防止

- (1) 校区外通学の実態を把握し、校区内外の巡回指導を通して、父母と先生の会とも連携し、非行防止・事故防止に努める。

3 携帯電話の取り扱い

- (1) 携帯電話（スマートフォンも含む）については、原則、持たせない指導を行い、学校には持参させないことを徹底する。さらに、携帯電話やパソコンのメールやLINE、SNS使用における危険性について児童の発達段階に応じた指導計画を作成し計画的に指導を行う。また、家庭での携帯電話やパソコンのインターネットの利用においてフィルタリング等の設定を学校だよりや学級通信等で推奨し、学校と家庭が協力して情報教育を進めていく。

4 不登校への対応

- (1) 不登校、不登校傾向児童について、担任・教育相談担当・別室対応支援員等関わりのある職員で会議を開き、対応について協議を行う。
- (2) 毎週木曜日の放課後に情報交換会を開き、不登校傾向児童の情報や対応について全職員で共通理解を図る。
- (3) スクールカウンセラーと連携し、必要に応じて、家庭を含めた支援を行うとともに、市こども家庭課・児童相談所等の関係機関とも連携して対応にあたる。

⑤人権・同和教育の充実

※SDGs①②③⑤⑥⑩⑬⑱の取り組み

1 人権・同和教育具体的目標

- (1) 児童の発達段階や実態に応じた人権・同和教育の授業を意図的・計画的に実践し、正しい知識を習得させ、心に響く指導を繰り返し行う。
- (2) 今なお学校においてもいじめや差別事象が起きていることを真摯に受け止め、部落問題学習年間指導計画に即して「仲間づくり」「男女共同」「部落史の学習」「言葉の持つ重みの指導」等を中心とした人権・同和教育の充実に向けて取り組んでいく。感染症による差別や偏見を防止するための指導も合わせて行う。
- (3) 性的マイノリティ等の多様な人権課題についても当事者の有無に関わらず、発達段階に応じた学習を重ね、差別を許さない態度と実践的な行動力を育成する。
- (4) SDGsの「目標⑩ 人や国の不平等をなくそう」を意識し、さまざまな不平等をなくし、だれもが活躍できる社会（学校）づくりを目指す。

2 人権・同和教育の授業実践

- (1) 学級・学年経営とチーム担任
○支援を要する児童を中心にすえた学級・学年経営を行い、どの児童も集団の中で互いに存在を認め合い、かけがえのない存在であることを理解させ、一人一人が生き生きする集団づくりを進める。
- (2) 人間関係を豊かにするふれあいの場としての異学年集団活動（はと活動）を工夫する。
- (3) 人権意識を高めるため、「ひびきあいタイム」を実践する。
- (4) 特別支援学級との交流及び共同学習を推進する。
- (5) 全職員が、各種人権・同和教育研修会や講演会等へ積極的に参加したり、講師を招き夏季休業中に人権・同和教育の研修会を行ったりして正しい知識を習得し、人権感覚を磨く。
- (6) 地域の人とのふれあいを通して連携を緊密にする。

⑥グローバル時代に対応する外国語教育の充実

※ SDGs⑩⑬⑱の取り組み

1 授業づくり・評価

- (1) 「外国語科の授業づくり」に係る研修で学んだことを生かし、コミュニケーションの目的や場面、状況の設定を工夫し、英語を用いた伝え合い活動を充実させる。
- (2) 社会科や総合的な学習の時間等と関連づけながら、外国語や、その背景にある文化についての興味を高め理解を深めさせる。
- (3) 道徳科や特別活動、国語科等と関連づけながら、状況や相手に配慮して考えを伝え合うための知識や技能を習得させる。
- (4) 内容のまとめ（5つの領域）ごとに評価規準を明確にし、ワークシートやパフォーマンス評価、活動の観察等の評価方法を用いて、その場面における児童の学習状況を適切に評価する。

2 人材活用

- (1) 外国語教育担当（担任）とALTが、事前に授業の流れや児童の様子について情報共有し、連携して授業を進める。
- (2) 中学校教諭による英語の授業を体験できる機会を検討する（「出前授業」等）。

⑦情報教育の充実

※ SDGs⑦⑧⑨の取り組み

1 ICT機器の利活用を通して、情報社会と上手く付き合いながら生き抜く力の育成を目指す。

- (1) 分かりやすい授業作り、業務負担軽減のために、指導法の改善や新しい指導法、機器利用の便利な操作などを提案・共有し、年2回全体でのICT機器利活用についての研修会を行う。また、年10回程度のミニ研修を行う。
- (2) 年間指導計画をもとに各教科等の内容に関連させた情報活用能力の指導を行い、情報収集力、情報活用能力、表現力等を高めていく。
- (3) 特別の教科道徳や生徒指導との関連や父母と先生の会との連携を図り、発達段階に応じて計画的に情報モラル教育を推進する。
- (4) プログラミング体験を通して論理的思考力を育むことができるような年間指導計画を作成し、実践する。また、校内研修の機会や授業を参観し合う時間を設定する。

(4)各教科等

	生活 ○具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成する。 ◎試行錯誤や繰り返す活動を意図的に設定したり、伝え合い交流する場を工夫したり、振り返り表現する機会を設けたりする。 音楽 ○音楽的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する。 ◎児童が理解したことや表現したことを交流し、共有し、共感することができるような多様な学習の場や方法を工夫する。 図画工作 ○表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色等と豊かに関わる資質・能力を育成する。 ◎作品を見たり作ったりするときに、形や色等のよさや美しさ等を感じ取ったり考えたりさせ、見方や感じ方を深める場を設ける。自分の思いを基に活動を充実させ、自分らしく作ったり表したりできるようにする。 体育 ○体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。 ◎児童が運動の楽しさに触れることができるよう、教材の工夫を行う。月に1回程度、業間に「勧興体操」に取り組む。 家庭 ○生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住等に関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成する。 ◎社会の変化に主体的に対応するために、日常生活の中から問題を見出し、問題解決的な学習や実践的な学習活動を充実させる。家族や地域の人々（異なる世代）との関わりについては、学校や地域の行事などを活用する。 外国語 ○外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。 ◎歌やチャンツ等で音声に十分に慣れ親しませ、「相手に伝えるため」という目的意識や、児童が興味関心を持つことができるような言語活動を設定する。書くことに関しては、身近な場所にある物に記されているアルファベットの文字と音との結び付きに意識を向けたりする活動を取り入れ、音声に十分に慣れ親しませたものの中からいくつかの文字を書き写す活動を取り入れる。
特別の 教科 道徳	○道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。 ◎「考え、議論する道徳」をめざし、問題解決的な学習や体験的な学習、外部人材を活用した取組等、多様な学習の場や方法を工夫する。地域や家庭と連携した「ふれあい道徳」を、学習参観の日に各学年で実施する。

外国語活動の時間 (3,4年生)	※デジタル版の教材を有効活用する。これまでの実践で開発した教材や教具も活用して指導する。新規に開発、または作成した教材教具については外国語活動用の棚に保管し、活用できるようにしておく。 1 計画 (1) 小学校外国語活動教材「Let's Try! 1」「Let's Try! 2」に加え、これまでに作成し改良を加えた教具等を有効利用して指導する。 (2) A L T と連携して指導を行う。 2 指導内容 (1) 「聞くこと」、「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」の音声面を中心とした基本的な表現に慣れ親しみ、外国語活動への動機付けを高めるような取り組みを行う。 (2) 児童の発達段階や実態に応じた身近な題材を取り入れ、英語に慣れ親しみ、他者や外国の文化の理解、異文化尊重の態度、コミュニケーション能力の育成を図る。
総合的な学習の時間	1 育成すべき資質・能力 総合的な学習の時間においては、総合的な学習の時間に探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するものである。 2 基本的な考え方 (1) 総合的な学習の時間「あいあいタイム」を学年で同一時間に設定し、指導を行う。 (2) 勸興校区の実態を生かした学習活動を展開する。 ・ 自然環境 土地が低く、水路が多いため、浸水リスクが高い。 ・ 社会環境ならびに人的環境 古くから商店街を中心に発展してきた「商売人のまち」である。保護者や地域住民のなかに、第一線で活躍されている方が多くいる。校区内には、武家屋敷門や数多くの恵比須像等の文化財があり、今でも大切にされている。 最近では、「ムーンライトシネマ佐賀」等、まちなかに賑わいを取り戻す活動に精力的に取り組んでいる方がいる。 これらの身近かつ勸興校区ならではの学習資源と関わりをもつなかで、人々の工夫や努力、解決すべき問題に気付けるようにする。 〔3年〕地域の福祉・地域の文化財 〔4年〕地域の商店街の活性化 〔5年〕地域の自然環境と防災 〔6年〕地域や自己の将来（恒久平和・環境保全・キャリア教育） 以上の学習内容を通して、地域の一員としての自覚を高め、自己の生き方について考えられるようにする。 (3) 学習参観を、保護者や地域の方に学習の成果を発表する場として位置付ける。その際、児童が追究したり、改善したりすることができるよう、参観者からの感想や意見を集め、児童の学びが深まるよう工夫する。 (4) 育てたい資質・能力（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を意識し、児童自らが成長に気付くような評価を目指す。
	1 育成すべき資質・能力 「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実

特別活動	実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決すること」を通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点からなる資質・能力の育成を目指す。 2 特別活動の取組 (1) 学級活動 ・学級の身近な課題に向き合い、児童が実際的な問題解決学習を行うことで、成功体験を積みさせる。 ・「手を洗おう（保健）」、「人権について考えよう（道徳）」等、教科等とも関連付ける。 ・話し合いの場面では、他者と合意形成を図ったり、意思決定したりすることを通してよりよい生活や人間関係を築こうとする態度を育てる。 (2) 児童会活動・クラブ活動 ・委員会活動や代表委員会においては、児童が学校の課題に向き合い、主体的に問題解決を行おうとする意識を育てる。また、児童の創意・工夫を生かし、自主的・実践的な活動を促し自立心を養うよう支援する。 ・代表委員会（年4回程度予定）・委員会活動とクラブ活動（年8回）の時間を月曜日の6校時に設定する。 ・児童の共通の興味や関心を追求する活動として、クラブ活動を4年生以上で実施する。 ・「1年生を迎える会」「6年生を送る会」等全校的な活動を通して、集団の一員としての自覚を高め、よりよい関係を築こうとする態度を育てる。 (3) 異学年の活動 ・縦割り班活動「はと活動」や児童集会等、異学年での交流活動を工夫し、児童が互いの個性を認め合い、高め合う人間関係を育てる。 ・高学年においては、望ましいリーダーシップを発揮できるよう意識させる。 (4) 学校行事 ・入学式、卒業式、運動会等の行事を通して、集団への所属感や連帯感を深めさせる。 ・地域との共同開催「勸興まつり」「勸興ふれあい大運動会」では協力して豊かな人間関係を育む態度を育て、地域のよさを再確認する場とする。 3 キャリア形成と自己実現 ・キャリア教育を年間計画に位置付けて取り組む。
キャリア教育	総合的な学習の時間「あいあいタイム」や各教科等における体験活動等を通して地域の方々やゲストティーチャーと関わることにより市民性を育む。 1 地域の方との連携を通して (1) 4年生の「勸興校区の賑わいを取り戻そう」の学習では、商店街の移り変わりに注目し、活性化を目指すなかで、学校や地域社会に貢献できることに気付くことができるようにする。加えて、自分たちで企画し、実際に働くことを通して、イベントを開催することの楽しさや難しさを味わうことができるようにする。 (2) 5年生の「宿泊学習」、「地域の防災」等の体験活動では、郷土に対する誇りや愛着の育成、自然を愛する心の育成に努めるとともに、協働意識の涵養を図る。まちづくり協議会が発行した「ふるさと勸興～地域と共に～」を生かした学習を行い、地域ボランティアの方を招くなどして調べ学習を進めていく。 (3) 6年生の「夢に向かって」の学習では、国語科の授業と関連付けながら関心を抱いた職業について調べる活動を通して、将来の生き方・考え方について考えさせるとともに、目

	標を立てて努力を続けていく必要性に気付かせる。また、税務署や弁護士会等、地域のゲストティーチャーを招いて、将来の社会の一員としての自覚と責任をもつことができるようにする。 2 「キャリアパスポート」の活用 学年ごとに各学期の個人目標と振り返りをファイリング（年間 3 枚程度）して、6 年間を通した自己の成長を確認できるようにする。さらには、中学校、高等学校へとつなげていく。 3 「さがの人物探検 99+you」の活用 佐賀を代表する偉人たちの生い立ちや業績に触れ、自分の将来についても夢や希望を抱く機会をもつことができるように活用を勧める。
環境教育	※児童が身近な環境に意欲的に関わり、問題を見出し、考え判断し、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した望ましい行動がとれる能力や態度を育てる。 1 各学年での取組(主に理科、社会科、家庭科、総合的な学習の時間を中心に) (1) 児童を主体とした学習活動が展開できるように、観察・実験、見学や調査、発表等体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れる。 (2) 環境に関する課題についての認識を広げ、それが自分の生活や地域社会と結び付いていることについて考えさせる。そのために、学校図書館や I C T を有効活用し、公民館・商店街との連携を行い、地域教材や学習環境の積極的な活用を行う。 (3) 発達の段階に応じて、SDGs の「⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「目標⑫ つくる責任 使う責任」「⑬気候変動に具体的な対策を」等と関連付けながら、環境課題について追及し、表現する場を設定する。 2 全校での取組(環境委員会を中心に) (1) 勸興小 I S O キックオフ宣言 全校集会で環境 I S O キックオフ宣言を行い、児童・教師の意識を高める。 ・電気のむだをなくします ・水道のむだをなくします ・ゴミをへらします ・ものを大切にします (2) エコチェックカードの取組 キックオフ宣言の項目について毎週火曜日に各クラスで調査し、継続した取組を促す。 (3) 広報活動 ①エコチェックカードの結果を毎週金曜日の給食時間での放送で全校に向けて紹介する。 ②父母と先生の会で協働して取り組む古紙回収（年 3 回）に向けて、地域の方や商店街等にも協力をお願いする。
読書指導	※良書との出会いを目指し、子どもの読書生活をより豊かにする。年間読書冊数の目標を低・中学年は 130 冊以上、高学年は 100 冊以上と設定する。さらに、家庭での読書を推奨するために保護者や地域の方々の図書館教育への関わりを増やす。 1 読書活動や調べ学習の活性化 (1) 佐賀市立図書館や市内の学校図書館をつなぐ資源共有化システムを活用する。 (2) 各学級、図書館の利用時間を週 1 回設定し、調べ学習の時間としての活用を奨励する。 (3) 読書冊数の目標を達成した児童に『多読賞』や『飛躍賞』を進呈し、図書館内に設置し「どくしょの木」やお知らせプリントで紹介したり、終業式や放送等で称賛したりする。 2 読書の時間の活用 (1) 本に親しめるように、児童の身近に本を置かせ、休み時間等に読書に取り組ませる。「すきま読書」を奨励する。

	(2) 地域や保護者の読書ボランティアによる読み聞かせを行う（毎月最終金曜日）。 3 本に親しませる活動 (1) 「かんこうたのしいおはなし会」によるお話会を低学年（1・2年）で計画・実施する。 (2) 5・6年の図書委員による「図書館まつり」を年2回計画・実施する。 (3) 長期休業中には全校児童に「読書の記録」を配付し、読書意欲の継続を図ったり、図書館開館日を設けたりする。 (4) 読書感想文や読書感想画等の各種コンクールへの応募を奨励する。 (5) 児童の読書の記録や感想等を個人の読書ファイルにする。 (6) 「図書館だより」や「おすすめの本の紹介コーナー」等で本を紹介し、学年に適した内容の読書を薦めるとともに、選書の多様化を推進していく。
食に関する教育	1 食に関する教育重点目標 (1) 健康で安全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。 (2) 食生活や食の選択について、自ら判断できる能力を養う。 (3) 食料の生産に関わる人々に対して感謝する心を育む。 2 具体的な指導 (1) 学級指導や日常的な給食の場面で、朝食の大切さ、マナー、栄養のバランスを考える指導を行う。 ※SDGsの「②飢餓をゼロに」「目標⑫ つくる責任使う責任」と関連付けながら、給食に関わるすべての方に感謝しながら残さず食べる態度を育てる。 (2) 「佐賀県食育強化月間(6月と11月)」では、“早寝・早起き・朝ごはん”の取り組みで各家庭へ啓発活動を行う。 (3) 給食委員が、毎日、給食に使われている食品の絵カードを3つの栄養素に分けて掲示することにより、食への興味を高めたり栄養に関する知識の習得につなげたりする。 (4) 縦割りグループの「はと給食」を計画的に実施し、食事の時間を明るく楽しく社交性を伸ばす場として活用するとともに、一緒に給食を食べる中でお互いを知り理解を深める機会とする。 (5) 全国学校給食週間に合わせて「給食集会」や「給食フェスタ」を開く。食育についての取組を実施する中で、給食に携わっている人への感謝の気持ちを育てる。 (6) 5・6年生は「マナー給食」を実施し、食事のマナーについて体験を通して学習する機会とする。 (7) 学校栄養職員が中心となって年3回「給食献立委員会」を開催し、保護者代表等と意見交換を行う。その際に、献立は現代の児童に不足している野菜のビタミン、鉄分、カルシウム、食物繊維の摂取に重点を置いたものを提供していることを共通理解する。
教育課題への対応	※発達障害のある児童や発達障害が疑われる児童等、特別な配慮を要する児童はもちろんのこと全ての児童の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという立場に立ち、教育的ニーズを把握し、支援の在り方について、全職員で共通理解を図る。 1 校内支援体制を整え、チームで支援に当たる。 (1) 特別支援教育コーディネーターを中心として、必要に応じて支援会議を行い、子どもの実態把握、具体的な支援方法について話し合う。 (2) 個別対応が必要と判断した児童は、専科や管理職も含めて校内協力体制を整える。 (3) 情報交換会において、支援会議の結果について報告し、全職員で共通理解を図る。 2 学校生活支援員・特別支援学級支援員・別室対応支援員の人材の配置を構築する。

	(1) 支援員を配置することによって、よりきめ細かい教育支援へとつなぐ。 (2) 担任と支援員が協力して、児童のつまずきや困難さに寄り添った支援を行う。 3 外部機関・保護者との連携を図る。 (1) 相談機関や医療機関等、専門機関と連携し支援に当たる。学校と専門機関間の連絡調整、保護者や地域に対する窓口は、特別支援教育コーディネーターが担う。 (2) 巡回相談を積極的に活用する。
--	---